

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 }
無線工学 24問 } 3時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、固定局の予備免許中における工事設計等の変更について述べたものである。電波法（第8条及び第9条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許の際に指定した工事落成の期限を延長することができる。
- 2 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 3 予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式、空中線電力又は実効輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項に規定する無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。
- 4 予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

[2] 次の記述は、無線局の免許の有効期間について述べたものである。電波法（第13条）及び電波法施行規則（第7条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 特定実験試験局の免許の有効期間は、 B とする。
- ③ 実用化試験局の免許の有効期間は、 C とする。
- ④ 基地局の免許の有効期間は、 A とする。

	A	B	C
1	3年	当該周波数の使用が可能な期間	1年
2	3年	目的を達成するために必要な期間	2年
3	5年	目的を達成するために必要な期間	1年
4	5年	当該周波数の使用が可能な期間	2年

[3] 空中線電力の定義に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。
- 2 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる平均の周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約2分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。
- 3 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
- 4 「規格電力」とは、終段真空管の使用状態における出力規格の値をいう。

[4] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第23条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備の各单位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧 **A** を超える電気をいう。）を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は **B** 金属遮蔽体しきへいの内に収容しなければならない。ただし、 **C** のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	750ボルト	接地された	取扱者
2	750ボルト	赤色の彩色が施された	無線従事者
3	500ボルト	赤色の彩色が施された	取扱者
4	500ボルト	接地された	無線従事者

[5] 次の記述は、電波の質等について述べたものである。電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の **A** 、 **B** 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が、①の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して **C** 電波の発射の停止を命ずることができる。

	A	B	C
1	偏差	空中線電力の偏差等	臨時に
2	偏差	高調波の強度等	3箇月以内の期間を定めて
3	偏差及び幅	空中線電力の偏差等	3箇月以内の期間を定めて
4	偏差及び幅	高調波の強度等	臨時に

[6] 次の記述は、主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局（総務省令で定める無線局を除く。）の免許人等（注）又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を **A** 無線設備の **B** に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

注 免許人又は登録人をいう。以下②において同じ。

- ② 免許人等又は電波法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から5年以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

	A	B
1	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	操作の監督
2	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	技術操作の管理
3	選任するときは、あらかじめ	操作の監督
4	選任するときは、あらかじめ	技術操作の管理

[7] 無線通信(注)の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法(第59条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第164条(適用除外等)第2項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 2 無線通信の業務に従事する何人も特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

[8] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法(第56条)及び電波法施行規則(第50条の2)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局は、 A 又は電波天文業務(注)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものにその B その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

② ①に規定する指定に係る受信設備は、次の(1)及び(2)に掲げるもの(C するものを除く。)とする。

- (1) 電波天文業務の用に供する受信設備
- (2) 宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備

A	B	C
1 重要無線通信を行う無線局	受信を不可能とするような混信	移動
2 重要無線通信を行う無線局	運用を阻害するような混信	固定
3 他の無線局	運用を阻害するような混信	移動
4 他の無線局	受信を不可能とするような混信	固定

[9] 次の記述は、総務大臣が行う無線局(登録局を除く。)に対する周波数等の変更命令について述べたものである。電波法(第71条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 総務大臣は、 A 必要があるときは、無線局の B に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の C の指定を変更し、又は D の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

② ①の規定により D の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A	B	C	D
1 混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力	無線局
2 混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式若しくは周波数	人工衛星局
3 電波の規整その他公益上	運用	電波の型式若しくは周波数	無線局
4 電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局

[10] 次に掲げる事項のうち、免許人等（注）が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 免許人又は登録人をいう。

- 1 無線局の免許の取消しの処分
- 2 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分
- 3 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の通信の相手方又は通信事項の制限の処分
- 4 6箇月以内の期間を定めて行われる無線局の電波の型式の制限の処分

[11] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A 場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に B ことができる。
- ② 総務大臣は、①に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。
- ③ 総務大臣は、②に規定する措置を講じようとするときは、 C の協力を求めることができる。

A	B	C
1 発生し、又は発生する虞 ^{おそれ} がある	行うよう要請する	防災関係機関
2 発生し、又は発生する虞 ^{おそれ} がある	行わせる	免許人又は登録人
3 発生した	行わせる	防災関係機関
4 発生した	行うよう要請する	免許人又は登録人

[12] 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 紛失しないように通信室内に保管しておかなければならない。
- 2 免許人に預けておかなければならない。
- 3 携帯していなければならない。
- 4 通信室内の見やすい箇所に掲げておかなければならない。